

改正の背景等

OVDR※1は、海難事故原因の調査に資するため、航海中の通信記録等を記録媒体に保存する装置であり、SOLAS条約※2により国際航海に従事する旅客船及び大型貨物船に搭載することが義務付けられている。なお、一部の貨物船には衛星位置指示無線標識※3に備える浮揚式※4のS-VDR※5の搭載が認められている。

○2012年(平成24年)6月、国際海事機関(IMO)において、VDRの性能基準の改正が決議され、衛星位置指示無線標識に備える浮揚式のVDRが追加されたため、当該VDRを義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器として追加する等、規定の整備を行うもの。(平成26年7月1日施行予定)

搭載義務船舶と必要なVDR

国際航海に従事する旅客船(150トン以上)		VDR
国際航海に従事する貨物船(3,000トン以上)	2002年7月1日以降に建造された船舶	VDR
	2002年6月30日以前に建造された船舶	VDR 又は S-VDR

- ※1 Voyage Data Recorder : 航海情報記録装置
- ※2 海上における人命と安全のための国際条約
- ※3 人工衛星局の中継により、電波の送信地点を探知させるための信号を送信する無線設備
- ※4 船舶が沈没した際、船体から離脱し海面に浮揚するもの
- ※5 Simplified Voyage Data Recorder : 簡易型航海情報記録装置(記録すべき情報が一部が簡素化されたもの)

VDR(現行)



固定式

固定式のみが規定。

VDR(新)



固定式

長時間記録式

固定式の記録時間変更等のほか、長時間記録式と浮揚式が新たに規定。



浮揚式(電波を使用)

IMOの決議により、電波を使用する浮揚式が追加されたため、関係規定の整備を行うもの。

S-VDR



固定式

S-VDRは、当初から固定式と浮揚式が規定。今回、性能基準に変更はない。



浮揚式(電波を使用)

平成18年度に制度整備

浮揚式の構造

VDRとS-VDRは、記録媒体部分が異なるのみで、無線標識部分は、同一。

VHF
レーダー
AIS 等

通信記録等の情報

保存



浮揚式のVDRによる通報と回収作業のイメージ

